

税制調査会企画会合（第 27 回）終了後の会長代理会見録
日 時：平成 20 年 11 月 18 日（火） 17 時 26 分～
場 所：中央合同庁舎第四号館 共用第一特別会議室

○司会

それでは、第 27 回の税制調査会企画会合後の記者会見を始めます。

神野会長代理から本日の会議について記者会見を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、会長代理からお願いします。

○神野会長代理

今日はお聞きいただいたと思いますけれども、相続税、固定資産税など昨年出した答申の中で動き出したもので、早急に対応しておく必要があるものを中心に議論し、更に前回の議論で問題になった国際課税と納税者番号制度について議論をしたということでございます。

○司会

それでは、質問がある方はどうぞ。

○質問

相続税の課税方式の変更について議論が長くあったと思うのですが、そのように進めるべきだという議論と慎重意見もあったように思っておりまして、今後どういうとりまとめになりそうか。今日の御議論の認識等をお願いします。

○神野会長代理

最後に申し上げましたけれども、基本的に課税方式を変更するよりも、事実上これまでも取得課税方式です。取得課税方式だけれども、現実には法定相続分課税方式があるので、実際の相続額、それぞれの人が受贈した、つまり、受け取った相続額に課税されていないわけです。そのことに伴って、事業承継税制などの事業を承継した人を優遇しようとする、事業を承継しない人まで利益をこうむってしまうということはどう考えるのか。

これは昨年の答申の中でも方向性を書いておりますので、基本的にはその線に沿いながら、今日いろいろ意見が出ておりますので、起草委員会で議論をして、どういう形でまとめるのかということ、田近委員が中心になってまとめますけれども、まとめた上で次回に諮らうと思っております。

したがって、基本線は昨年の答申の延長線上で、今日の議論でどの程度修正していくのかということになると思います。

○質問

あと、念のためなのですが、基礎控除を幾らにするかとか、今日は議論が行われなかったわけですが、そういったことは政治の方でということになるということ

ですか。

○神野会長代理

それもそうですし、現実には昨年の答申は相続税全体の改革を問題にしているわけです。そのうち事業承継税制は動き出しましたから、動き出した部分についての対応を迫られるので、その部分について現在議論している。

基礎控除その他については、もう既に打ち出しているわけですし、おっしゃるとおり、実際にどういう税制を組むかというのは政治の判断ですけれども、そういうものがまた課題にのってきたときに、改めてこちらとして議論することがあれば、その時点でやりますが、現在のところは動いていないので、基礎控除その他については議論していないということです。

○質問

よくわからなかったのですが、納税者番号制度の件は今日4～5人の方から御意見がありましたけれども、大体皆さんおっしゃっている方向性は一緒だと思うのですが、納税者番号制度について皆さん一本化には賛成だとかありましたが、神野先生はその辺のことをどういうふうにお聞きになりましたか。

○神野会長代理

これも昨年一旦合意したことについて、課題として、今後、少し時間をかけて検討してまとめたいと思っていますので、当面、次回に出す答申案では余り具体的に触れずに、もう少し慎重に考えていきたいと思っています。

○質問

先ほどの相続税のお話なのですからけれども、事業承継税制が動き出したということで今回議論したということなのですが、前回の答申、去年の発表の中にも、そういった意味合いのことが書かれているのですけれども、今回とりまとめる答申については、特に前回に比べてどこら辺をより詳しくといいますか、方向性を持たせて書くことになるのでしょうか。

○神野会長代理

どこら辺をふくらませるかというのは、事業承継税制の導入に伴って、現在、制度的な対応をしておく部分について検討して書くということです。

先ほどのお話のように、議論もしていませんし、全体像について触れるということはないけれども、事業承継税制導入に伴う範囲内で制度的に対応すべきものを書いていくことになると思います。

○質問

今の話ですけれども、ということは、事業承継税制の方は既に前提として動いていて、今年改正で、要は相続税の方向を決めないと、要するに遡及適用するということになっていますから、それについては速やかに新しい方式に移行するべきであるといった形のとりまとめになっていくという理解でいいのでしょうか。

○神野会長代理

先ほどもいいましたように、書き方をどういうふうにするか、どういう内容にするかということについては、今日の議論を踏まえて、方向性は今みたいなことが昨年の答申にはちゃんと書いてあるわけです。それを今日の議論を踏まえて、どこまで、どういうふうに手直しをしていくのかというのは、今後、起草委員会で検討してやりますということです。それを踏まえて、政府が対応する、施策を打つということです。そのための勧告、答申を出すということになる。

○質問

あと、社会保障番号制度について、今日の議論で発言が多かったということだと思われ、委員の中では相当持論として言ってらっしゃる方もいらっしゃるわけですが、今回それだけの環境に税調としてなっていて、社会保障国民会議でも進めるべきであるという形になっている中で、今回あえて踏み込まない理由というのは何かあるのでしょうか。

○神野会長代理

踏み込まないというよりも、既に方向性や何かは昨年の答申でも十分議論して書いているわけです。それにつけ足すことがどの程度あるかということになるのですけれども、前回の議論でも納税者番号制度というものは出てきたので、今日は現状をもう少し理解して、もう一回検討したということです。

今後これは執行面ですので、税制の動きというか、現実にはどういう改革が進められていくのかということを見ながら対応していかざるを得ないと思っていますので、現時点で、昨年以上の答申を出すというよりも、これからの検討課題として書き込んでいくということに重点を置くと思います。

○質問

そうすると、全く触れないというわけではないのですね。

○神野会長代理

今後の課題として、書いていくことになると思います。

○質問

たびたびすみません。先ほど相続税の関係で、方式とは別に、格差是正といいますか、資産の再分配機能であるとか、老後の社会へのお返しというか、そういうような意味合いで課税を強めていくとか、拡大していくという方向性を昨年にじましていたわけですが、経済情勢も激変したということですが、今日の御議論だとそれも一応踏襲していくという方向感になるのでしょうか。

○神野会長代理

そうです。昨年出した方針を変えるわけではないということです。

○質問

外国税額控除の話、国際課税の話です。あれは去年の答申にも載っていますけれど

も、これは政府の経済対策が伴ってきているわけで、これは税制調査会としても新しい方式でやるようにということは通していくことになるのですか。

○神野会長代理

というよりも、昨年の答申で改革すべき問題として触れたことに関して、政府の経済対策として出てきているわけです。その問題について、制度をデザインする、税制調査会として対応すべき点について、今日議論して意見を求めてまとめたことになります。まだまとめていませんが、それをまとめていくことになると思います。

○質問

今日の議論だと、改めてそういった方向で進めるべきだという意見がほとんどだったと思います。

○神野会長代理

お聞きのとおりですから、次回に出す提案としては、今日の議論のような方向性になって出して行って、この調査会としての結論を答申の中に盛り込むことになると思います。

よろしいですか。

○司会

ほかにありませんでしょうか。

それでは、これにて記者会見を終了したいと思います。ありがとうございました。

[閉 会]